## 埼玉県保護司会連合会歴代会長

初代　会田　惣七（昭和２８年５月１６日～同４０年１０月１日）
２代　鈴木　国香（昭和４０年１０月１５日～同４３年６月２０日）
３代　安田利兵衛（昭和４３年６月２０日～同５１年６月１９日）
４代　市川　十郎（昭和５１年６月２０日～同５６年６月２０日）
５代　由木　義紹（昭和５６年６月２２日～同６３年５月３１日）
６代　江連　俊則（昭和６３年５月３１日～平成１３年１０月１７日）
７代　村田　知之（平成１３年１１月１日～同１６年５月２４日）
８代　矢澤　　博（平成１６年６月１日～同１９年３月３１日）
９代　染谷　髙義（平成１９年４月１日～同２３年１１月２日）
10代　遠藤　隆雄（平成２３年１１月１４日～令和４年５月３１日）
11代　安齋　　彰（令和４年５月３１日～令和６年５月３１日）
12代　山喜　光明（令和６年６月１日～現在）

## 埼玉県保護司会連合会沿革

1　保護司前史

現在の保護司制度は、旧少年法における嘱託少年保護司と司法保護事業法における司法保護委員を前身としている。

（嘱託少年保護司）

大正１２年１月施行の少年法（旧少年法）の施行により１４歳以上１８歳未満の犯罪・ぐ犯少年に対して保護処分を行うための官庁として少年審判所が設置された。保護処分として９種類が定められたが、その一つに「少年保護司の観察に附する」制度が設けられ、これに当たる官吏である専任の少年保護司と民間の篤志家に事務を嘱託する嘱託少年保護司が置かれた。

しかしながら、国の財政的な理由から、当初、東京と大阪のみに少年審判所が設置され、その施行区域は３府２県に限られていたが、順次拡大され、埼玉県は昭和１１年に東京少年審判所浦和支部が設けられ、嘱託少年保護司の設置を見るに至った。

第二次大戦後、昭和２３年４月の行政改革により嘱託制度が廃止されたため、これまでの嘱託少年保護司は少年審判所調査員に改称され、続いて、昭和２４年１月施行の新少年法により、少年審判所調査員は司法保護委員に統合された。

新少年法の施行により、これまで保護処分の決定機関と執行機関を兼ねていた少年審判所が廃止され、家庭裁判所が新設されたが、犯罪者予防更生法の施行が昭和２４年７月１日となり、保護観察所の設置が遅れたため、設置されるまでの６か月間は、少年審判所が存置された。

（司法保護委員）

成人の釈放者保護については、少年保護と異なり、従来から民間団体の手で実施されてきた。昭和１４年９月司法保護事業法が施行され仮出獄中の者、起訴猶予者、刑の執行終了者等に対し、収容保護、一時保護及び観察保護を行うこととされたが、観察保護は司法保護委員が行い、収容保護及び一時保護は司法保護団体が行うもので、国の責任において実施するというものではなかった。ただし、同時に施行された司法保護委員令等によって、それまで民間篤志家の団体に属するいわば私的存在であった全国１万４千人の司法保護委員が司法大臣の任命を受け、「観察保護」に当たる非常勤・無給の国家公務員となった。

2　保護司の誕生

昭和２４年７月１日犯罪者予防更生法の施行により、更生保護制度が発足し、全国に少年保護観察所と成人保護観察が設置された。そのため、司法保護委員も少年と成人に分かれて保護観察所に所属することとなり、組織も少年、成人の別に設けられた。

次いで、昭和２５年５月２５日保護司法が施行され、司法保護委員を保護司に改称した。当時、所属の保護観察所に応じて少年保護司と成人保護司に分かれていたが、昭和２７年８月１日の機構改革による少年・成人保護観察所の統合により、少年保護司と成人保護司の区別が廃止され、現在の保護司に一本化された。

3　埼玉県保護司会連合会の発足まで

昭和２５年５月２５日関係法令の改正に伴い、少年・成人双方に共通した保護区が設けられ、それまで、県下８市４７町２６７村を２７区に分けて運営していたものが１４保護区に改められ、旧２７区は分区として吸収されることとなった。保護司の定員は、少年保護司が４５０名、成人保護司が５００名、合計９５０名であった。

保護司組織も、少年と成人の別に結成され、少年の県連合保護司会の初代会長には高橋八郎氏、成人の初代会長には会田惣七氏が就任した。昭和２７年８月の機構改革により、少年・成人両保護司が一本化されたことに伴い、昭和２８年5月１６日両連合保護司会は「埼玉県連合保護司会」に統合、会田惣七氏が会長に就任した。

〇保護司定員

昭和３２年に１，０００名、平成１０年には２５保護区、保護司定員１，４７０名。平成１５年度に上尾・伊奈地区保護司会発足（大宮地区の一部の分離）、平成１９年１１月８日付けで１，６４４名となり、それに併せて保護区ごとの定員が定められた。平成２３年度に久喜地区と幸手地区が合併し久喜・幸手地区保護司会が発足した。埼玉県全体の定数は１，６４４名のまま現在に至る。

〇改正保護司法施行により法定組織化

平成１１年４月１日「保護司法の一部を改正する法律」が施行された。昭和２５年に保護司法が施行されて以来の大幅な改正で、改正の主な内容は次の３点である。

⑴　地区及び県単位の保護司組織を法定化したこと。

⑵　保護司会の計画に基づく活動を保護司の職務として明確にしたこと。

⑶　地方公共団体の保護司及び保護司組織に対する協力規定を新設したこと。

平成１１年４月１日各地区保護司会及び埼玉県連合保護司会はそれぞれ会則を制定し、法定組織として発足した。同時に県組織の名称が全国統一され「埼玉県連合保護司会」は、「埼玉県保護司会連合会」に改称された。

〇保護司法改正

平成１１年以降も度々法改正が行われている。令和８年１２月１日施行の改正保護司法では、保護司の任期が従来の２年から３年に改められ、保護司会の任務の一つに更生保護サポートセンターの運営が明記されるなど、大きな変更があった。